

令和 年 月 日

第1 目的と適用範囲

この消防計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、管理権原の及ぶ()に勤務し、出入りするすべての者が守らなければならない。

第2 防火管理者の権限と業務

防火管理者は、()とし、次に掲げる業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、避難訓練の計画とその実施
- (3) 建物等の自主検査及び消防用設備等の自主・法定点検の実施と結果の保管
- (4) 火気の使用又は取扱いに対する指揮監督
- (5) 収容人員の適正管理
- (6) 管理権原者に対する助言及び報告ならびにその他必要な業務

第3 従業員の守るべき事項

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物を設けたり、置かないこと。
- (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (3) 喫煙は、指定された場所で行う。
- (4) 火気設備器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近させない。
- (5) 建物、消防用設備等に異常を発見した場合の防火管理者への報告

第4 自衛消防組織の編成及び任務等

自衛消防隊長は、()とし、自衛消防活動に必要な指揮、命令等を行う。

防火管理者は、自衛消防隊長を補佐する。

担当	担当者名	火災発生時の任務	地震発生時の任務
通報連絡		・119番通報を行う。 ・非常ベルを鳴らす。 ・建物にいる全員に火災等の発生を知らせる。	情報収集担当とする。 ・テレビ、ラジオ等により情報を収集する。 ・自衛消防隊長の指示により必要な情報を収集し、伝達する。
初期消火		・消火器等を使用し初期消火する。 ・各階の消火器を出火場所に集める。 ・消火栓を活用して消火する。	点検担当とする。 ・担当区域の点検を行い、転倒落下防止等の被害防止措置を実施する。 ・危険箇所があった場合には、補強等の措置を行う。

避難誘導	・安全な避難経路を確保し避難誘導にあたる。 ・避難誘導は、大声で簡潔に行い、パニック防止に全力をあげる。 ・必要に応じて防火戸を閉鎖させ、避難経路を確保する。 ・階段が使用できない場合は、避難器具を使用する。	火災時の任務と同じ。 ・負傷者等が発生した場合は応急処置を実施し、救急車を要請する。
[火災を発見した場合の行動] ・大声で火災を付近にいる者に知らせるとともに、非常ベルのボタンを押し、119番通報する。 ・自衛消防隊長は、消防用設備等の活用及び避難経路を全従業員に周知徹底する。		

第5 火災予防上の自主検査

- (1) 火災予防上の自主検査は、別表1、別表2に基づき実施する。
- (2) 点検の結果は、「防火管理維持台帳」に編冊して保存する。

検 査 対 象	検 査 実 施 日	検 査 実 施 者
火気管理等（別表1）	毎日終業時	
施設管理等（別表2）	（ ）月と（ ）月	

※ 不備欠陥事項の改修は、協議事項に基づく責任範囲により管理権原者が行う。

第6 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内には段ボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 倉庫等は、常に施錠する。
- (3) ゴミ類は、ゴミ収集日の朝までゴミ集積所には出さない。
- (4) 挙動不審者を見かけたら、防火管理者に報告する。

第7 防火対象物及び消防用設備等の点検

- (1) 点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備については早急に改修する。
- (2) 自主点検は、別表3により年2回実施する。
- (3) 点検結果の記録は、「防火管理維持台帳」に編冊して保存する。
- (4) 点検時以外に不備を発見した場合も、早急に改修する。

消防用設備等 設置該否欄については、該当する項目に○を記入する。
 なお、自主的な設置の場合は、「自」と記入する。

定 期 点 検		設備名	設置 該否	設備名	設置 該否	点 検 時 期	機器点検 ()月 総合点検 ()月
	消火設備	消火器		水噴霧消火設備			
		屋内消火栓設備		泡消火設備			
		スプリンクラー設備		不活性ガス消火設備			
		屋外消火栓設備		ハロゲン化物消火設備			
		動力消防ポンプ設備		粉末消火栓設備			
	警報設備	自動火災報知設備		火災通報装置			
		ガス漏れ火災警報設備		非常ベル			
		漏電火災警報設備		放送設備設備			
	避難設備	避難器具		誘導灯			
	消火活動上 必要な設備	排煙設備		非常コンセント設備			
		連結散水設備		無線通信補助設備			
		連結送水管					
	特殊消防用設備						
	点検業者名	TEL					
自 主 点 検 (別 表 3)	点検実施者		点検時期	()月と()月			

防火対象物定期点検 該当 (あり・なし)

定 期 点 検	点検業者名	TEL	点検時期	()月
---------	-------	-----	------	------

第8 地震対策

(1) 事前の確認事項

- ア 建物、外壁、看板、陳列棚等の転倒、落下等の防止対策及び安全確認をする。
- イ 火気使用設備器具の転倒防止、落下防止の措置状況及び耐震自動消火装置、燃料等の自動停止装置等の作動状況の確認をする。

(2) 地震発生直後の行動

- ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- イ 火気使用設備器具の直近にいる従業員は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。
- ウ 防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気使用器具等について点検、検査を実施、異常が認められた場合は、応急処置を行う。

(3) 地震時の活動は、前記自衛消防組織による活動を原則とする。

- ア 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ、混乱を防止するために建物内にいる者に適切な指示を行う。
- イ 避難にあつては、身の安全を確保した後()へ避難させる。
- ウ 要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせるとともに、周囲の者と協力して救助活動を行うものとする。

第9 工事における安全対策

- (1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行う。
- (2) 防火管理者は、工事に立ち会うこと。
- (3) 工事人に対して、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせない。
- (4) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、提示させること。
- (5) 溶接、その他の火気の使用時は、必ず消火器、防災シート等の準備をさせる。
- (6) 放火を防止するために、資機材等の整理整頓を徹底させる。

第10 消防機関への連絡、報告

- (1) 防火管理者の選任(解任)の届出
- (2) 消防計画の変更の届出
- (3) 消防用設備等の点検結果を消防署長に()年に1回報告する。
- (4) 改装工事時の「工事中の消防計画」の届出
- (5) 消火、避難訓練を実施する場合は、別紙1「自衛消防訓練通報書」により通報する。

第11 防火管理業務の一部委託 該当の有無

該 当 内容については、別表4による。
非該当

第12 防災教育

従業員・新入社員等に別紙2・3の「防災の手引き」を活用し、教育を行う。

- (1) 防火管理者が「防災の手引き」を活用して、従業員に()月、()月の年2回及び必要の都度防災教育を行う。
- (2) 防火管理者等が「防災の手引き」を活用して、新入社員・パートに採用時又は必要の都度、防災教育を行う。

第13 訓練 総合訓練は年に2回以上計画実施する

- (1) 総合訓練は、()月と()月に消火・通報・避難誘導を連携して行う。
- (2) 部分訓練は、()月と()月に消火・通報・避難誘導を個別に行う。

別表1

自主検査（日常）

月 検査実施者

日	曜日	検査項目							
		避難通路等の物品の有無(防火戸・階段等)	ガス器具のホースの劣化・損傷	電気器具の配線・たこ足配線有無	火気設備器具の異常の有無	倉庫等の施錠の確認	終業時の火気の確認		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
							防火管理者確認		印

（備考） 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

別表2

自主検査表（定期）

実施項目及び確認箇所					確認結果
建築物構造	(1) 柱・はり 壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	(2) 天井	仕上材にはく落・落下の恐れのあるたるみ・ひび割れ等はないか。			
	(3) 窓枠・サッシ ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれる恐れのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。			
	(4) 外壁・ひさし パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下の恐れのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。			
避難施設	(1) 避難通路	①避難通路の幅員が確保されているか。 ②避難上支障となる物品等を置いていないか。			
	(2) 階段	階段室に物品が置かれていないか。			
	(3) 避難口	①扉の開放方向は避難上支障ないか。 ②避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ③避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口付近に物品その他の障害物はないか。			
火気設備器具	(1) 厨房設備	①可燃物品等からの保有距離は適正か。 ②異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。 ④ダクト及びグリルフィルターの清掃がなされているか。			
	(2) ガスストーブ 石油ストーブ	①自動消火装置は適正に機能するか。 ②火気周囲は整理整頓されているか。			
	(3) ボイラー	①燃料等の漏れはないか。 ②煙道等に亀裂、損傷等はないか。 ③周囲は整理整頓されているか。			
電気設備	電気器具	①コードに亀裂、老化、損傷はないか。 ②たこ足配線がされていないか。 ③許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
その他	危険物等	①容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ②危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ③整理清掃状況は適正か。			
建築構造関係検査実施日		年 月 日	実施者		防火管理者確認 印
避難施設関係検査実施日		年 月 日	実施者		防火管理者確認 印
火気設備器具検査実施日		年 月 日	実施者		防火管理者確認 印
電気設備関係検査実施日		年 月 日	実施者		防火管理者確認 印
危険物関係検査実施日		年 月 日	実施者		防火管理者確認 印

（備考） 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

なお、欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

別表3 (1)消火設備

消防用設備等自主点検チェック表(定期点検)

検査日	令和 年 月 日	点検者	防火管理者確認	印
点検実施設備	確認事項			点検結果
消火器	① 階ごとに適切な位置に設置されているか。 ② 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 ③ 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 ④ ホースに変形、損傷、老化等がないか。 ⑤ 圧力計の設置があるものは圧力が指示範囲内にあるか。 ⑥ 標識は正しく設置され、破損していないか。			
屋内消火栓設備	① 消火栓ボックス前に使用上の障害となる物品等がないか。 ② 消火栓扉は確実に開閉できるか。 ③ ホース、ノズル等が接続され、変形、損傷はないか。 ④ 表示灯は点灯しているか。 ⑤ ポンプ室は整理されているか。 ⑥ ポンプ室のバルブ類は適正な開閉状態になっているか。			
屋外消火栓設備	① 消火栓ボックス前に使用上の障害となる物品等がないか。 ② 消火栓扉は確実に開閉できるか。 ③ ホース、ノズル等が接続され、変形、損傷はないか。 ④ 表示灯は点灯しているか。 ⑤ ポンプ室は整理されているか。 ⑥ ポンプ室のバルブ類は適正な開閉状態になっているか。			
スプリンクラー設備 泡消火設備	① ヘッドの周囲に散水の障害となる物が設けられていないか。 ② ヘッドの変形、腐食、漏水箇所はないか。 ③ 間仕切りの変更等によるヘッドの未警戒部分はないか。 ④ 制御弁の標識は正しく設置され、破損していないか。 ⑤ 圧力計の指示圧力は適正か(制御弁室、ポンプ室の圧力タンク)。 ⑥ ポンプ室のバルブ類は適正な開閉状態になっているか。			
不活性ガス・ハロゲン化物・粉末・移動粉末 消火設備	① ヘッドの変形、破損はないか。 ② 起動装置の周囲に操作の支障となる障害物を置いていないか。 ③ ボンベ室は、漏水、異常高温となっていないか。 ④ 操作等の説明を記載した標識はついているか。			
動力消防ポンプ設備	① ホース、ノズル、バルブ等に異常はないか。 ② 燃料は不足していないか。 ③ 動力ポンプは正常に作動できる状態となっているか。			

(備考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

なお、欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

別表3 (2)警報設備

消防用設備等自主点検チェック表(定期点検)

検査日	令和 年 月 日	点検者	防火管理者確認	印
点検実施設備	確認事項			点検結果
自動火災 報知設備	① 感知器の変形、破損はないか。 ② 用途変更、間仕切りの変更等による未警戒部分はないか。 ③ 発信機(押しボタン)の周囲には障害物を置いていないか。 ④ 表示灯は点灯しており、離れた場所から容易に確認できるか。 ⑤ 受信機の電源は正常に供給されているか。 ⑥ 受信機のスイッチは正常な位置にあるか。 ⑦ 非常ベルは停止状態になっていないか。 ⑧ 警戒区域図は受信機の付近に設置されているか。			
非常放送設備 ・ 非常ベル	① 非常放送又は非常ベルの音量は十分か。 ② 電源は正常に供給されているか。 ③ 放送設備の階の選択及び一斉放送の操作機能は正常か。 ④ 非常ベル又は非常放送用のスピーカーの変形、脱落はないか。			
ガス漏れ 火災警報設備	① 検知器、中継器の変形、破損はないか。 ② 受信機の電源は正常に供給されているか。 ③ 受信機のスイッチは正常な位置にあるか。 ④ 表示灯は正常に点灯するか。 ⑤ 警戒区域図は受信機の付近に設置されているか。			
漏電火災 警報器	① 変流器に変形、破損はないか。 ② 受信機の電源は正常に供給されているか。 ③ 受信機のスイッチは正常な位置にあるか。			
火災通報 装置	① 本体の変形、損傷、著しい腐食等はないか。 ② 本体の前面には、操作等に必要な空間が保有してあるか。 ③ 本体の電源は正常に供給されているか。 ④ 電話回線はアナログ回線へ接続されているか。 ⑤ 録音されているメッセージ(名称、電話番号、住所)に変更はないか。			

(備考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

なお、欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

別表3 (3)避難設備等 消防用設備等自主点検チェック表(定期点検)

検 査 日	令和 年 月 日	点 検 者	防火管理者確認	印
点検実施設備	確 認 事 項			点検結果
避難器具	① 器具の周囲に操作の障害となる物品等を置いていないか。 ② 降下空間の途中に降下の障害となる看板、エアコン屋外機等を置いていないか。 ③ 降下場所の周囲に避難路が確保されているか。 ④ 器具の取付け場所の窓等は、容易に開放できるか。 ⑤ 器具である旨及び操作等の取扱いを記載した標識板はついているか。 ⑥ 器具及び器具の固定金具の腐食、破損はないか。			
誘導灯 ・ 誘導標識	① 表示パネル又は標識の表面は汚れがなく、破損や脱落はないか。 ② 蛍光灯が点灯しているか。 ③ 非常電源による点灯は、正常か。 ④ 装備品等の取付けのため見えにくくなっていないか。 ⑤ 室内の改装等により設置位置が不適当になっていないか。			
非常用照明	① バッテリーにより正常に点灯するか。			

(備 考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

なお、欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

別表3 (4)消防活動上必要な施設、その他

消防用設備等自主点検チェック表(定期点検)

検 査 日	令和 年 月 日	点 検 者	防火管理者確認	印
点検実施設備	確 認 事 項			点検結果
排煙設備	① 可動垂れ壁の作動障害はないか。 ② 排煙口の近くに排煙の妨げとなる物品等の障害物はないか。 ③ 手動操作箱や装置に変形や破損はないか。 ④ 制御盤の電源は、正常に供給されているか。			
連結散水設備	① ヘッドの周囲の散水の障害となるものが設けられていないか。 ② ヘッドの変形、腐食、漏水等はないか。 ③ 送水口バルブの開閉は、表示のとおりとなっているか。 ④ 送水口付近に消防隊の活動の障害となる物品等は置いていないか。 ⑤ 送水口付近に放水区域図が取り付けられているか。			
連結送水管	① 各放水口に漏水等の異常がなく、送水口箱、扉に変形等はないか。 ② 放水口箱の周囲に扉の開閉を妨げる物品等は置いていないか。 ③ 放水口付近に取り付けてある標識板の破損はないか。 ④ 放水口箱内にホースやノズルが備え付けられ、腐食や変形等はないか。(11階以上)			
非常コンセント設備	① 保護箱付近に消防隊の活動の障害となる物品等は置いていないか。 ② 正常に電源が供給され、保護箱、扉等に変形等はないか。 ③ 表示灯は点灯しており、離れた場所から容易に確認できるか。			
無線通信補助設備	① 保護箱付近に消防隊の活動の障害となる物品等は置いていないか。 ② 正常に電源が供給され、保護箱、扉等に変形等はないか。 ③ 接続端子に変形、破損等はないか。			
消防用水	① 消防用水や採水口の周囲に使用の障害となる物品等は置いていないか。 ② 消防用水や採水口の直近に消防車が接近できるか。 ③ 水量は確保されているか。			
消防隊進入口	① 標識や表示灯が正常に取り付け又は点灯しているか。(3階以上) ② 進入口の周囲に障害となる物品等を置いていないか。 ③ 消防車の進入路が確保されているか。			

(備 考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

なお、欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

別表4

防火管理業務の一部委託状況表

(令和 年 月 日現在)

防 火 対 象 物 名				再受託者の有無
管 理 権 原 者 氏 名				☐ 無し ☐ 全部
防 火 管 理 者 名		印		☐ 一部有り
受託者の氏名及び住所等 [法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地]				
氏 名 (会 社 名)				
所 在 地				
電 話 番 号				
受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法	常駐方式	範囲	☐ 火気使用箇所の点検監視業務 ☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ 避難誘導 ☐ その他 () ☐ 周囲の可燃物の管理 ☐ 定期的な巡回 ☐ その他 ()	
		方法	常駐場所 常駐人員 委託する防火対象物の範囲 委託する時間帯	
	巡回方式	範囲	☐ 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ 避難誘導 ☐ その他 () ☐ その他 ()	
		方法	巡回回数 巡回人員 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	
	遠隔移報方式	遠隔	☐ 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ 避難誘導 ☐ その他 () ☐ その他 ()	
		方法	現場確認要員の待機場所 到着所要時間 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	

(備考) 「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□にレ印を付すこと。

自衛消防訓練通報書

令和 年 月 日			
様			
通報者			
住所			
氏名			
電話			
印			
消防計画に基づく訓練を下記のとおり実施するので、消防法施行規則第3条 第11項の規定により通報します。			
防火対象物所在地			
防火対象物名称		令別表区分	項
管理権原者氏名			
防火管理者氏名			
訓練実施日時	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分		
訓練種別	1 総合訓練	2 部分訓練 (1) 消火 (2) 通報 (3) 避難	
参加人員	名	内訳:	
職員等の派遣及び	消防署員	要 (担当係 人数 名)	・ 否
ポンプ車等の要否	ポンプ車等	要 (種別 台)	・ 否
訓練概要			
※ 受付欄		※ 経過欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

[消防計画について]

必ず、消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

[消火器について]

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。
自分の場所から近い順に2箇所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。

[火気設備について]

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場所を離れる時は、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取扱い上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

[喫煙について]

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸い殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸い殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中に絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸い殻の処理(水の入ったバケツに捨てる)を確実に行ってください。

[危険物の取扱いについて]

- 1 危険物(シンナー、ベンジンなど)を使用する時は、防火管理者の許可を受けてください。
- 2 危険物を使用する時は、小分けして使用し、容器のふたは常に閉め、火気に注意してください。

[避難施設の維持管理について]

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

[放火対策について]

- 1 建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しない時は、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に指定場所に持っていくこと。

[火災時の対応]

- 1 通報連絡
119番通報します。(火災か救急かの種別、所在地、目標、火災等の内容など)
防火管理者に連絡します。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口(出入口)を開放し、避難口までお客様を誘導します。

[地震時の対応]

- 1 身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに消してください。

[その他]

- 1 厨房の天蓋やダクトに油粕が溜まることないように、グリルフィルター等は定期的に清掃してください。

[消防計画について]

当事業所の消防計画を再確認してください。

消防計画の確認項目

- 1 通報連絡担当者は、誰ですか。
- 2 初期消火担当者は、誰ですか。
- 3 避難誘導担当者は、誰ですか。
- 4 日常の自主検査は、誰が実施担当者ですか。
- 5 定期の自主検査は、誰が実施担当者ですか。

[火気設備について]

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場所を離れる時は、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取扱い上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

[喫煙について]

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸い殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸い殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中に絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸い殻の処理(水の入ったバケツに捨てる)を確実に行ってください。

[危険物の取扱いについて]

- 1 危険物(シンナー、ベンジンなど)を使用する時は、防火管理者の許可を受けてください。
- 2 危険物を使用する時は、小分けして使用し、容器のふたは常に閉め、火気に注意してください。

[避難施設の維持管理について]

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

[放火対策について]

- 1 建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しない時は、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に指定場所に持っていくこと。
- 4 店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。

[火災時の対応]

- 1 通報連絡
119番通報します。(火災か救急かの種別、所在地、目標、火災等の内容など)
防火管理者に連絡します。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口(出入口)を開放し、避難口までお客様を誘導します。

[地震時の対応]

- 1 身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに消してください。

[その他]

- 1 厨房の天蓋やダクトに油粕が溜まることないように、グリルフィルター等は定期的に清掃してください。